

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	再就職の 役員の数	備考
空港気象ドップラーレーダー装置定期点検等一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/04/01	日本無線株式会社 東京都三鷹市牟礼6-21-11	3012401012867	必要とする技術を有する者が同社以外にないとして、公募手続きを行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		28,050,000			
海底地震常時観測システム中継所受信装置保守点検 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/04/01	NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽2-6-1	6010001135680	必要とする技術を有する者が同社以外にないとして、公募手続きを行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		8,525,000			
空港気象ドップラーライダー装置運用支援 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/04/01	西菱電機株式会社 東京都港区芝大門1-1-30	1140001078509	空港気象ドップラーライダー装置は、平成26年度的一般競争入札に際し、運用期間中の運用支援を条件として契約締結している。継続して同様の条件により契約し、本システムを継続的に使用する必要があるため、会計法第29条の3第4項及び国の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第2号に該当する。		20,900,000			
中部航空地方気象台 映像配信設備使用 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/04/01	中部国際空港株式会社 愛知県常滑市セントレア1-1	7180001093548	空港ターミナルビルにより観測室からの視程が一部困難となるため、中部国際空港株式会社が設置した空港内監視カメラの映像の分岐を受けることとしている。当該カメラの映像配信設備は上記会社のみが提供している。以上のことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		1,186,416			
福井航空気象観測所観測業務請負 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/04/01	福井県 福井県福井市大手3-17-1		- 航空気象観測所は、観測業務を地方公共団体に委託して行うための施設で、その空港に関する航空気象業務を基地空港の気象官署で行うことのできる空港に設置している。 これに基づき福井空港に航空気象観測所が設置され、福井県と当台との間で福井航空気象観測所の運用に関する協定(平成18年12月25日)の締結を行い、平成19年3月1日から業務が実施されている。 観測業務を的確に運用するため、同空港の設置管理者として、航空機の運航の安全を図り、空港の運用管理を行っている福井県以外に本業務を行える者はいない。		4,226,000			
新島・神津島・三宅島航空気象観測所観測業務請負 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/04/01	東京都港湾局 東京都新宿区西新宿2-8-1		- 航空気象観測所は、観測業務を地方公共団体に委託して行うための施設で、その空港に関する航空気象業務を基地空港の気象官署で行うことのできる空港に設置している。 これに基づき新島空港、神津島空港及び三宅島空港に航空気象観測所が設置され、東京都と当台との間の請負契約により、新島は昭和62年7月2日、神津島は平成4年7月1日、三宅島は平成18年6月1日より業務が開始されている。 観測業務を的確に運用するため、同空港の設置管理者として、航空機の運航の安全を図り、空港の運用管理を行っている東京都港湾局以外に本業務を行える者はいない。 以上のことから会計法第29条の3第4項に該当する。		14,678,000			
可搬型気象計の取付調整等	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/07/06	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	2010001007784	本件は、大雨による土石流被害の復旧支援のため、静岡県熱海市に可搬型気象計の取付調整を行うものである。 可搬型気象計の取付調整にあたっては、機器全体についての詳細な情報と専門知識が必要不可欠であるが、明星電気(株)は、取付調整を行う可搬型気象計の設計・製作業者であるとともに取付調整作業の実績がある。 災害のため緊急に対応する必要があり、準備等を含めて短期間での対応が可能なのは当該業者しかない。 以上のことから会計法第29条の3第4項に該当する。		1,485,000			

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	再就職の 役員の数	備考
東京管区気象台空港気象ドップラーレーダー装置消耗品の購入	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/07/27	日本無線株式会社 東京都三鷹市牟礼6-21-11	3012401012867	空港気象ドップラーレーダー装置用消耗品は、日本無線製の空港気象ドップラーレーダー装置の構成部品である。本システムの製作者である日本無線株式会社を特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		2,156,000			
成田航空地方気象台 空港気象ドップラーライダー装置特殊消耗品の購入	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/07/30	西菱電機株式会社 東京都港区芝大門1-1-30	1140001078509	空港気象ドップラーライダーの構成機器は、三菱電機(株)が独自に設計し、製作している装置であり、特殊消耗品を販売できるのは三菱電機(株)のみである。現在、三菱電機(株)社製ライダーの保守等の業務については、三菱電機(株)の代理店である西菱電機株式会社が事務手続きの代行を行っている。本消耗品の販売代行業者である西菱電機株式会社を特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		3,564,000			
計測震度計の点検及び調整	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/08/04	株式会社高見沢サイバネティックス 東京都中野区中央2-48-5	7011201003197	本装置の点検及び調整に際しては、地震活動を監視するために常時稼働し続ける必要があり、業務に支障を与えないよう十分な配慮をして、運用を停止する場合においてもできるだけ短時間に留めなくてはならない。このことから、点検作業者は本装置の仕様と機能の詳細を熟知するとともに、地震観測に関する深い知識を有し、短時間で的確に作業を完了できなければならない。 株式会社高見沢サイバネティックスは、本装置を製作、納入した業者であり、上記条件を満たした業者である。 株式会社高見沢サイバネティックスを特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		11,220,000			
火山遠望観測装置の点検及び調整	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/08/04	株式会社NTTDコモ 東京都港区赤坂1-8-1	1010001067912	本装置は、火山活動監視業務のために常時稼働させ続けておく必要がある。したがって、点検及び調整に際しても、業務に支障を与えないよう十分な配慮を行い、運用を停止する場合においても可能な限り短時間に留めなくてはならない。 このことから、点検作業者は当該装置の仕様と機能の詳細を熟知しているとともに、火山観測に関する深い知識を有し、短時間で的確に作業を完了できなければならない。 株式会社NTTDコモは、本装置を設計・製作及び取付調整した業者であり、上記条件を満たした業者である。 株式会社NTTDコモを特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		6,875,000			
岐阜地方気象台 焼岳中尾傾斜計修理	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/08/13	応用地質株式会社 茨城県つくば市御幸が丘43	2010001034531	本装置の修理に際しては、本装置の構造・動作等とともに、本機器及び本装置周辺機器との接続についても熟知している必要がある。 応用地質株式会社は、本装置を含む総合観測点の地中部分を整備した業者であり、上記条件を満たした業者である。 応用地質株式会社を特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		14,993,000			

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	再就職の 役員の数	備考
火山総合観測装置点検及び調整	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/10/01	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	2010001007784	本件は、常時監視火山において地震動、空振動、精密な傾斜変動などを観測するために設置されている火山総合観測装置の点検及び調整を行うことにより、当該装置の機能を維持し、業務が円滑に遂行されるように実施するものである。 本装置は、火山活動監視業務のために常時稼働させ続けておく必要がある。したがって、点検及び調整に際しては、業務に支障を与えないよう十分な配慮を行い、運用を停止する場合においても可能な限り短時間に留めなくてはならない。 このことから、点検作業者は当該装置の仕様と機能の詳細を熟知するとともに、火山観測に関する深い知識を有し、短時間で的確に作業を管慮できなければならない。 本装置を納入した応用地質株式会社であるが、応用地質株式会社が明星電気株式会社に当該装置保守点検業務を引継いだため、上記条件を満たすのは明星電気株式会社である。 明星電気株式会社を特定法人と特定し公募手続きを行い、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		12,991,000			
東京管区気象台 津波観測装置の点検調整	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/10/12	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	2010001007784	本件は、津波観測計(電波式・精密型電波式)、巨大津波観測計、津波データ送信装置、衛星通信装置の点検及び調整を行うことにより、当該装置を円滑に稼働させ、障害の発生を未然に防止するために実施するものである。 本装置は、潮位及び津波の観測を行い、観測されたデータは津波データ送信装置から汎用IP通信網で気象庁及び大阪管区気象台にある潮位データ総合処理装置へ伝送され、潮汐関連の異常現象及び津波による災害の軽減と防災対策に活用されている。 また、衛星通信装置は、地上の通信回線が途絶えた場合等、観測したデータを衛星通信回線により、気象庁及び大阪管区気象台に設置している衛星通信処理装置に伝送するための装置である。 点検及び調整に際しては、潮位及び津波観測のために常時稼働し続ける必要があり、業務に支障を与えないよう十分な配慮をしなくてはならない。やむを得ず運用を停止する場合においても、できるだけ短時間に留めなくてはならない。 このことから、点検作業者は当該装置の仕様と機能の詳細を熟知するとともに、潮汐、潮位及び津波観測に関する深い知識を有し、短時間で的確に作業を完了できなければならない。 明星電気株式会社は、当該装置を設計・製作及び取付調整した業者であり、上記条件を満たした業者である。 明星電気株式会社を特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		13,200,000			
多成分ひずみ観測装置点検及び調整	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/10/12	住鉱資源開発株式会社 東京都港区虎ノ門3-8-21	5010501020144	本件は、東海地方に設置されているデジタル伝送式多成分ひずみ観測装置の機能維持及び安定動作を図るために点検及び調整を実施するものである。 点検及び調整に際しては、地殻変動監視のために常時稼働し続ける必要があり、業務に支障を与えないよう十分な配慮をして、運用を停止する場合においても可能な限り短時間に留めなくてはならない。 このことから、点検作業者は当該装置の仕様と機能の詳細を熟知するとともに、ひずみ観測技術に関する深い知識を有し、短時間で的確に作業を完了できなければならない。 住鉱資源株式会社は、本装置を設計・製作及び取付調整した業者であり、上記条件を満たした業者である。 資源開発株式会社を特定法人と特定し公募手続きを行い、同社以外に公募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		9,020,000			

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	再就職の 役員の数	備考
気象レーダー装置(新潟・長野・静岡)点検・調整等	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/10/21	日本無線株式会社 東京都三鷹市牟礼6-21-11	3012401012867	新潟(弥彦山)、長野(車山)、静岡(牧之原)レーダー観測所設置の気象レーダー装置は、日本無線株式会社がシステム設計製作から取付調整作業を行った特殊な装置である。本装置の点検・調整作業は、装置の構造・原理等を熟知した業者でなければ対応できない。 日本無線株式会社を特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外に応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		3,190,000			
空港気象観測システム等巡回保守点検	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/10/22	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	2010001007784	本件を履行するにあたっては、対象となる装置の原理及び構造等に十分精通している業者でなければ対応は困難である。本仕様による点検・調整の対象となる装置は、気象庁の仕様に従って明星電気株式会社が製作したものであり、本件を履行するに足る知識及び技術を有しているのは明星電気株式会社以外にない。 明星電気株式会社を特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外に応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		1,892,000			
DCP装置・多機能型地震観測装置・長周期地震観測装置の点検及び調整	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/11/01	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	201001007784	本件を履行するにあたっては、対象となる装置の原理及び構造等に十分精通している業者でなければ対応は困難である。本仕様による点検・調整の対象となる装置は、気象庁の仕様に従って明星電気株式会社が製作したものであり、本件を履行するに足る知識及び技術を有しているのは明星電気株式会社以外にない。 明星電気株式会社を特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外に応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		33,770,000			
名古屋地方気象台 新城矢部津波地震早期検知網機器取付調整	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/11/10	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	2010001007784	本作業の実施にあたっては、津波地震早期検知網機器の処理部の構造及び取付作業手順を熟知している必要があり、万一作業によって異常が発生した場合には速やかに復旧させなければならない。この要件を満たす業者は、この津波地震早期検知網機器の処理部を製作、納入した明星電気株式会社だけである。 明星電気株式会社を特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外に応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		3,168,000			
静岡地方気象台 東南海沖常時海底地震観測システム用蓄電池交換作業	支出負担行為担当官 代理 東京管区気象台総務部長 佐藤 善則 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2022/12/23	NECネットエスアイ株式会社 東京都港区海岸3-22-23	6010001135680	当該装置は、地震活動を監視するために常時稼働させ続ける必要があり、本作業においては業務に支障を与えないよう十分な配慮をしなければならない。また、やむを得ず運用を停止する場合においても、可能な限り短時間に留めなくてはならない。 このことから、作業にあたってはデータ処理部及びケーブル式常時海底地震観測システム全体について、各機器の接続状況及び操作方法等の詳細を熟知していることが必要不可欠である。 この条件を満たすのは、ケーブル式常時海底地震観測システムの保守点検作業を日本電気株式会社から引き継ぎ、またデータ処理部の設計・製作及び取付調整を行ったNECネットエスアイ株式会社のみである。 NECネットエスアイ株式会社を特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外に応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		2,200,000			
地殻岩石ひずみ観測装置点検及び調整	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2021/12/24	株式会社ミットヨ 神奈川県川崎市高津区坂戸1-20-1	7020001067105	本件を履行するにあたっては、対象となる装置の原理及び構造等に十分精通している業者でなければ対応は困難である。本仕様による点検・調整の対象となる装置は、気象庁の仕様に従ってミットヨ株式会社が製作したものであり、本件を履行するに足る知識及び技術を有しているのは株式会社ミットヨ以外にない。 株式会社ミットヨを特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外に応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		6,050,000			

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	再就職の 役員の数	備考
静岡地方気象台 藤枝花倉地殻岩石ひずみ観測装置復旧作業	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2022/01/07	株式会社ミットヨ 神奈川県川崎市高津区坂戸1-20-1	7020001067105	本作業にあたっては、当該装置の構造及び作業手順を熟知している必要があり、万一作業によって異常が発生した場合に、速やかに復旧させなければならない。以上の条件を満たす業者は、この当該装置を製造した株式会社ミットヨだけである。 株式会社ミットヨを特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外に応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		1,281,300			
八丈島楊梅ヶ原火山遠望観測点電源制御装置修理及び機器移設取付調整	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2022/01/07	株式会社NTTDコモ 東京都港区赤坂1-8-1	1010001067912	本件は当該観測機器の仕様と機能の詳細を熟知しているとともに、火山観測に関する深い知識を有し、短時間で的確に作業を完了できなければならない。この条件を満たすのは、当該装置を設計・製作及び取付調整した株式会社NTTDコモだけである。 株式会社ドコモを特殊法人として特定し公募手続きを行い、同社以外に応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		1,862,300			
東京管区気象台 石廊崎津波観測装置移設及び取付調整	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2022/01/18	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	2010001007784	津波観測装置の移設及び取付調整を的確に作業するためには、潮位及び津波観測に関する十分な知識を有しているとともに、当該装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している必要がある。この条件を満たすのは、当該装置の設計及び製作を行った明星電気株式会社だけである。 明星電気株式会社を特殊法人として特定し公募手続きを行い、同社以外に応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する		1,452,000			
成田航空地方気象台 空港気象ドップラーレーダー局舎監視用ITV設定調整	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 吉田 隆 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	2022/02/08	株式会社NTTDコモ 東京都港区赤坂1-8-1	1010001067912	本システムは株式会社NTTDコモが設計及び製作したものであり、本件を履行するにあたっては、対象となるシステムの原理及び機器構造等に十分精通していなければ対応は困難である。 株式会社NTTDコモを特定法人として特定し公募手続きを行い、同社以外に応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。		1,512,500			